

モシ、モシ
消費生活
相談です



2-2455

ご存知ですか？

私たち消費者を守る法律

【特定商取引法】

訪問販売や電話勧誘販売など消費者トラブルの多い特定の取引形態を対象に、事業者の守るべき規制と、消費者を保護する民事ルール（クーリング・オフ等）を定めています。

次の6つの取引について規制があります。

違反した事業者に対しては、行政処分や罰則があります。

- ①訪問販売
- ②通信販売
- ③電話勧誘販売
- ④連鎖販売取引（マルチ商法）
- ⑤特定継続的役務提供（エステ、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービス）
- ⑥業務提供誘引販売（内職商法、モニター商法）

※送り付け商法も対象

【消費者契約法】

消費者が事業者との間で結んだ労働契約を除く全ての契約について適用され、消費者を保護し契約を適正化する法律です。

次のような不当な勧誘で誤認・困惑して契約した場合、消費者は、その契約を取り消すことができます。

- ①不実告知／ウソを言われた。
- ②断定的判断の提供
将来の変動が不確実なことを確実なように言われた。
- ③不利益事実の不告知
有利なことを告げ、不利益なことは故意に告げない。
- ④不退去
家や職場から、帰ってくれと言っても、長時間居座られた。
- ⑤退去妨害
勧誘場所から、帰してくれと言ったが、帰してくれず、執拗に勧誘された。

また、次のような消費者に不当・不利益な契約条項は無効です。

- ①事業者の損害賠償責任を免除する条項
- ②消費者が支払う高額な解約料や遅延損害金の条項
- ③消費者の利益を一方的に害する条項

【割賦販売法】

商品やサービスをクレジット

ト（後払い）で購入する取引に關してのルールを定めた法律です。

- ①支払停止の抗弁制度
事業者の倒産や商品の引渡期限が過ぎているのに、約束を守らない場合に、消費者はクレジットの支払いを拒絶できます。
- ②個別クレジットのクーリングオフ制度
特定商取引法で定められた期間と同様、消費者は一方的に契約を解除することができます。

これらの法律を根拠に事業者と交渉することが出来ます。法律の詳細については、消費生活相談窓口にお聞きください。

消費生活相談窓口では電話での相談も受け付けています。相談を受ける者には守秘義務が課せられています。

「こんな事を相談しても……」などと思わずに、お気軽に消費生活相談窓口をご利用ください。

＊法律を上手に利用して消費者被害を防止しましょう。

トラブルに巻き込まれたら一人で悩まないで、産業振興課水産林務商工グループ消費生活相談窓口へ相談しましょう。

全道秋の火災予防運動

期間：10月15日～10月31日

《標語》

消すまでは 出ない 行かない 離れない

秋から冬にかけては暖房器具等を使用する機会が増え、火災が発生しやすい季節が訪れます。火災原因の多くは、自らのちょっとした油断や不注意から発生しています。火を出さない環境づくりとともに「火の用心」の気持ちを忘れず、尊い生命と貴重な財産を守りましょう。

- ・期間中、消防職員及び消防団員が各家庭（職場）へ防火査察に伺う場合がありますので、ご協力をお願いします。
- ・期間中、車両による防火広報を実施します。



みんなの安心のため、住宅用火災警報器を取り付けましょう。

住宅火災警報器の設置が義務化されました。

取り付けが義務付けられている所…… 寝室・階段

【お問い合わせ先】長万部町消防本部 ☎ 2-2049